

「京都市中学校体育連盟主催大会における拠点校部活動参加規定」（解説）

京都市中学校体育連盟

京都市中学校体育連盟の主催する大会において、在籍校に希望する部活動がない場合、参加を希望する生徒を、他の市立学校が受け入れるというものである。京都市教育委員会、京都市立中学校長会が、運動部活動に参加したい生徒の救済措置としての活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

なお、運動部活動総合推進事業「ブロック内選択制部活動」において、拠点校方式・学校間連携方式を活用している学校がこれにあたる。拠点校部活動（以下、拠点校という）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

1 参加者は開催年度の大会実施要項の参加資格を満たしていること

- ・京都市中学校体育連盟に加入している。
- ・過年度生徒についても手続きを行っている。

2 拠点校を編成する関係校全てが、本連盟に加盟していること

- ・非加盟校は認めない。

3 大会参加を認めるのは、複数校合同チームを認めている以下の競技のみとする。

軟式野球／ソフトボール／バレーボール／バスケットボール
サッカー／ハンドボール／ホッケー／ラグビーフットボール

4 拠点校としての大会参加が、競技専門部に承認されていること。

- ・京都市教育委員会で定められた拠点校（ブロック内選択制部活動）である。

5 予選リーグ等の大会から、拠点校部活動として参加していること。

- ・大会形式にとらわれず、予選会から同様の拠点校で出場している。

6 参加時の名称は拠点校名とするが、拠点校名の最後に（拠）と記載し、拠点校であることが分かる形とする。

- ・「〇〇校（拠）」と記載する。

7 参加申込手続きは、拠点となる学校が行うこと。

- ・参加申し込み手続きは、部活動が設置されている拠点となる学校が行う。

8 チーム登録は、大会プログラム編成会議の2週間前までに拠点となる学校が行うこと。このとき、当該校長の承認書の写し及び登録時の部員名簿等を添付すること。

- ・拠点となる学校は登録依頼書（様式2-①）を競技専門部に、競技専門部は登録承諾書（様式2-②）を拠点となる学校に送付する。

9 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員とする。ただし、引率・監督細則は適用する。

- ・参加申し込み時に監督者名を明記すること。
- ・部活動指導員の引率は認められない。（自校のみであれば認められる。）

10 今後、実施していく過程で生じる諸問題については、趣旨を踏まえて対処するとともに、実態に応じて検討していく。

- ・あくまでも救済措置である、ということを念頭に置く。
- ・実態に応じて、参加規定等の改定も検討する。

11 本参加規定は、令和5年6月9日より施行する。

- ・状況に応じて改正する場合がある。
- ・本参加規定を改訂する場合は、理事会で協議し、理事会での議決をもって行う。